

2013年12月6日

株式会社 NTT東日本ー茨城
代表取締役 社長 清水 健一郎 殿

東日本NTT関連合同労働組合
茨城支部 執行委員長 中村 洋子

要求書

2013年12月5日に行われた団体交渉(茨城支部第13-007号)をふまえ、以下の要求をする。

1. 労働者派遣法施行令第4条・専門26業務、政令第5号第8条のテレマーケティング営業に対する組合と貴社の認識の違いが明らかになった。従って、113サービスセンター故障受付業務が専門26業務違反に抵触するかの判断は茨城労働局に委ねることとし、茨城労働局より26業務違反との見解が出された場合、沼田雅靖組合員は一般派遣労働者と同様、3年の派遣期間を超えているので貴社への直接雇用を求める。
2. 113サービスセンター故障受付業務は2010年10月以前に沼田雅靖組合員が契約していた事務用機器操作業務(第5号)には該当しない、と組合は判断する。従って2007年4月から2009年9月まで3年以上、専門26業務違反で派遣業務をさせていたことになる。沼田雅靖組合員は一般派遣労働者と同様、3年の派遣期間を超えているので貴社への直接雇用を求める。
3. 労働者派遣法40条の5では「・・・派遣元事業主から三年を超え期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該三年が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない。」としている。同一業務に新たに労働者を雇い入れようとするときの労働者とは、派遣労働者の雇い入れをさす、との見解を厚生労働省は示している。沼田雅靖組合員が、2007年4月より、113サービスセンターの業務に従事して以来、今日まで新たに複数名の派遣労働者が雇い入れられている。従って、派遣法40条の5に則り、沼田雅靖組合員に対し、貴社より直接雇用の申込みをすること。

以上の質問及び要求に対し、文書による回答を12月20日までに求めるとともに、12月27日までに団体交渉を行なうことを要求する。

以上